

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 2 月 12 日（水）第 79 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 1
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2

公 告

- 一般競争入札公告（水産振興課取扱い） 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡東串良町岩弘字下市園2063番，字権現迫2334番2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和2年2月12日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|--------|-----------------------------------|--------|---------------------|-----------------|
| 県道 | 十三谷重富線 | 始良市北山字馬場4140番1地先から同市北山字長迫191番地先まで | 前後 | 5.4~9.9 5.0~30.7 | 344.3 344.3 |

鹿児島県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年2月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|--------|-----------------------------------|-----------|
| 県道 | 十三谷重富線 | 始良市北山字馬場4140番1地先から同市北山字長迫191番地先まで | 令和2年2月12日 |

始良・伊佐地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 2 月 12 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-----------|-------------------|-------------|-------------------|--------|----------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 自助ホームかりゆし | 霧島市隼人町住吉字新川口854番1 | 株式会社きりしま福祉会 | 宮崎県都城市久保原町2879番地4 | 野里 功 | 令和2年1月1日 | 共同生活援助 |

始良・伊佐地域振興局告示第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 2 月 12 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

| 指定の年月日 | 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名 | 指 定 道 路 | | |
|-----------|--|-----------------------------|---------------|---------------|
| | | 位 置 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
| 令和2年1月20日 | 始良市加治木町反土1442番地8 株式会社新不動産 代表取締役 新國秋 | 始良市加治木町木田字城戸口3995番1及び3997番4 | 51.06 | 6.02~6.03 |

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、船舶の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する物件

船舶

| | |
|------------|------------------|
| 種 別 | 汽船（第3種漁船） |
| 船 質 | 鋼 |
| 従前の用途 | 漁業調査船 |
| 総 ト ン 数 | 260トン |
| 主機関出力 | ディーゼル 1,600馬力×1基 |
| 進 水 年 月 | 平成7年12月 |
| 船舶検査証書有効期間 | 令和2年2月28日まで |
| 主 要 設 備 | 入札説明書による。 |

2 入札に付する物件の案内

- (1) 入札に付する物件（以下「入札物件」という。）は、令和2年2月14日（金）から山川漁港（指宿市）岸壁（指宿海上保安署付近）に係留するので、現況をできるだけ調査の上、入札に参加すること。
- (2) 入札物件の船内への案内の期日及び時間は、令和2年2月17日（月）午前9時から午後5時までとする。
- (3) 入札物件について説明を受けたい者は、鹿児島県水産技術開発センター資源管理部（電話0993-27-9212）へ問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

4 入札の方法等

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、令和2年2月21日（金）午後5時までに、次の部局に入札参加申込みをしなければならない。

鹿児島県商工労働水産部水産振興課水産企画普及係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月25日（火）午後1時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）漁業調整委員会室
鹿児島市鴨池新町10番1号

5 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 令和2年2月12日（水）から同月21日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所 鹿児島県商工労働水産部水産振興課水産企画普及係（行政庁舎2階）
鹿児島市鴨池新町10番1号

6 契約条項を示す期間及び場所

5の(1)及び(2)に同じ。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める方法により、入札当日の入札執行前に見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札

(3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) 送付、電報又は電送の方法による入札

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、鹿児島県商工労働水産部水産振興課水産企画普及係に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日時までに、入札説明書に定める方法により、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- (1) 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 鹿児島県商工労働水産部水産振興課水産企画普及係
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 電話番号 099-286-3426

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 2 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|--------------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | P 銀河鉄道 9 9 9 2 H 1 A U 6 | 株式会社アムテックス | 9P1769 |
| ぱちんこ遊技機 | P すしざんまい極上 S 3 C | 豊丸産業株式会社 | 9P0589 |
| 回胴式遊技機 | S スナイパイ 7 1 C C | カルミナ株式会社 | 9S1644 |
| 回胴式遊技機 | S ビッグシオ S P - 3 0 | 株式会社パイオニア | 9S1516 |